

制定年月日 令和3年4月1日

改定年月日 令和4年4月1日 改1

災害対策マニュアル

【連携事業継続計画書】

相模原機械金属工業団地協同組合

目次

1 災害対策基本方針	1
2 本計画書の想定する災害及び目的・適用範囲	1
2-1 本計画書の想定する災害	1
2-2 本計画書の目的及び適用範囲	1
3 大地震発生後の対応	2
3-1 全体の流れ	2
3-2 初動対応	3
3-3 災害復旧活動	6
4 平常時の管理	7
5 教育・訓練	7
6 本計画書の点検・見直し	7
7 資料	8
8 様式	8

1 災害対策基本方針

大規模自然災害が発生した場合に、相模原機械金属工業団地協同組合(以下、組合という)並びに当工業団地内で操業する企業(以下、団地内企業という)は連携・協力して以下の基本方針に従い早期の災害復旧に向けた取り組みを行い、製品の安定的供給の継続に努める。

人命最優先

人命の確保を最優先とする。

相互扶助

組合の基本理念である相互扶助の精神に則り、組合・団地内企業が一致協力して災害復旧、被災企業の支援にあたる。

地域社会との連携

自治体その他関係諸団体、親密事業者、近隣住民等との密接な連携により、早期の災害復旧を実現するとともに、被災者支援等を通じて地域社会に貢献する。

2 本計画書の想定する災害及び目的・適用範囲

2-1 本計画書の想定する災害

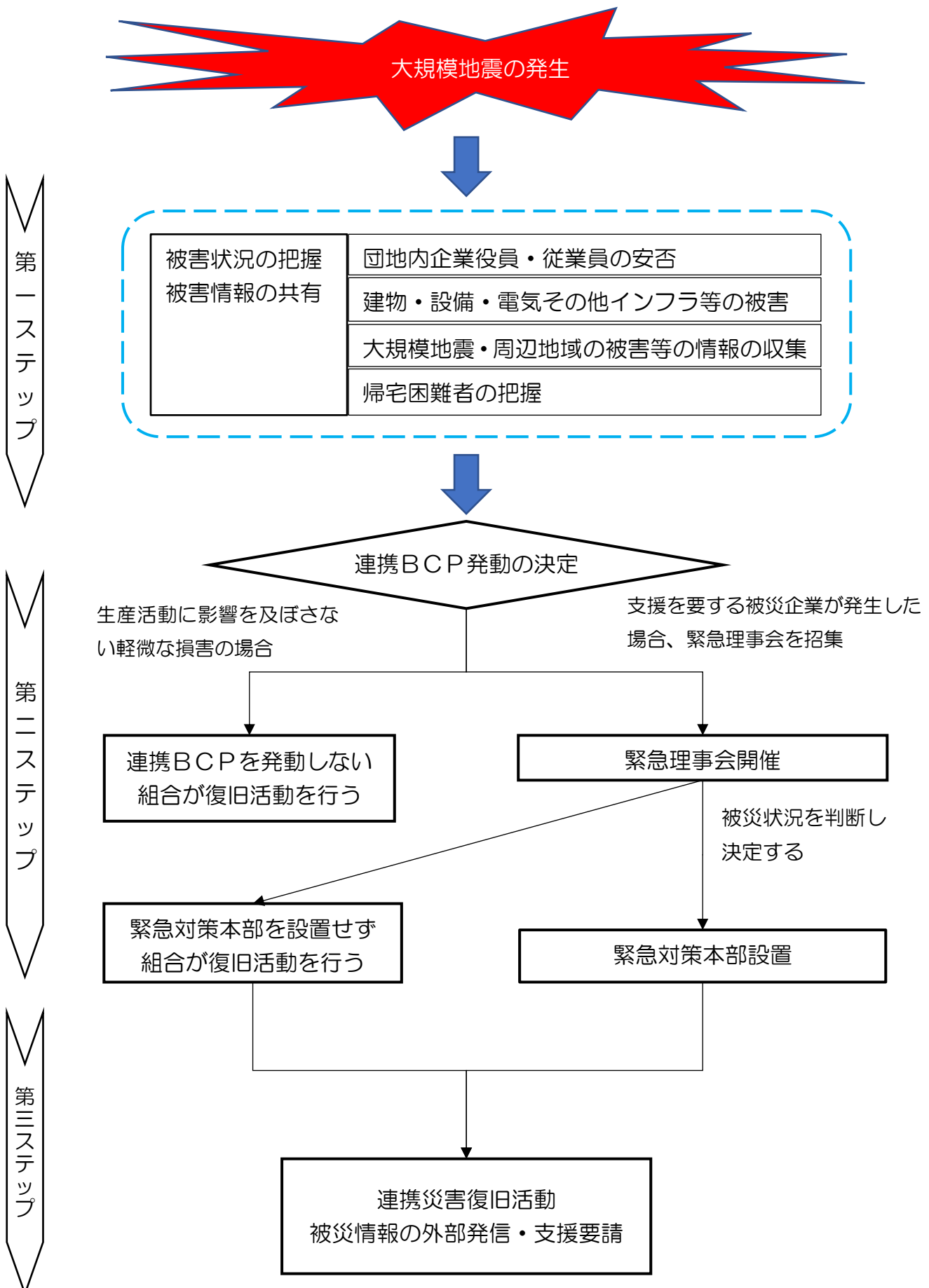
本計画書では、大規模自然災害のうち、当工業団地並びに周辺地域に甚大な被害を及ぼす震度 5 以上の大規模地震を想定する。

2-2 本計画書の目的及び適用範囲

- (1) 本計画書は、2で想定する大規模地震の発生の際に組合員その他団地内企業が連携して被災企業の災害復旧活動をサポートし、被害軽減、早期復旧を図ること(以下、連携BCPという)を、目的とする。
- (2) 本計画書は、団地内の操業時間中に大規模地震が発生した場合を想定する。
休日・夜間については別途定めることとする。
- (3) 本計画書は、当工業団地内で操業する全ての企業及びその勤務者に適用する。

3 大地震発生後の対応

3-1 全体の流れ



3-2 初動対応

緊急対策本部設置までは組合事務局が中心となり、3-2-(5)に記載の組合員の応援を得て対応する。

(1) 被災状況の把握

① 団地内企業の被害情報の収集

● (被害状況報告書)

組合より被害状況報告書1(簡易版)(様式 1)の提出を依頼し、団地内企業の人的被害、建物被害設備被害、電気等のインフラ被害等の被災状況を把握する。

更に詳細な情報把握が必要な場合は、被害状況報告書2(詳細版)(様式 2)を使用する。

● (連絡手段)

被害状況報告書の提出依頼並びに提出は原則としてメール・FAXによる。

状況に応じて、現場での直接調査により状況把握も行う。

● (情報連絡窓口)

各社が予め組合へ届け出た災害対策責任者(3-2-④)を情報連絡の窓口とする。

② 大規模地震及び周辺地域の被害状況に関する情報収集

相模原市の提供する情報メディア(相模原メールマガジン「防災」、ひばり放送等)、公共放送、ネット等を通じて情報収集する。

③ 被害情報の共有

収集した被災情報は原則としてメール・FAXにより組合員にフィードバックし、情報を共有する。

(2) 避難誘導

各社は、あらかじめ災害時の緊急避難場所を定めておく。

緊急避難場所を自社敷地以外とする場合は、(資料1)の通りとする。

当団地に最も近い広域避難場所は「相模原北公園」(緑区下九沢2369 資料2)です。

緊急避難場所は、地震によって火災等の災害が発生した際に、様子を見るために一時的に避難する場所です。

広域避難場所は、地震によって同時多発の火災が発生し延焼拡大した際に、火災やふく射熱の被害を受けることなく、安全が確保できる場所のことです。

避難・救護担当者は、組合駐車場への避難状況を確認するとともに、必要に応じて食料、医療品等を届けるとともに、救護活動を行う。

(3) 緊急理事会の開催

① 理事会の招集・開催

理事の安否確認を行い、理事会開催場所を決定する。

出席可能な理事により速やかに理事会を開催する。

連絡可能な理事については、電話、メール等により意見を確認し、出席理事に含める。

② 審議する事項

把握した被害状況に基づく今後の対応（初動対応・復旧活動）

- 連携BCPを発動し緊急対策本部を設置するか否かの決定

- 連携BCPを発動する場合

緊急対策本部の組織並びに設置場所を決定する。

組合事務局の設置場所は緊急対策本部に同じ。

- 連携BCPを発動しない場合

組合事務局を組合管理センターに以外に置く場合は、その設置場所については緊急対策本部設置場所の優先順位に従う。

●

(4) 災害対策責任者

◇ 役割

災害復旧活動並びに平時の団地内防災体制構築にあたり、以下の役割を担う。

① 大規模地震発生時

- 組合との間で、各社の被害状況の取りまとめ・報告、組合からの災害情報支援要請等の社内伝達など、情報連絡の窓口となる。
- 連携復旧活動について組合との調整を行う。

② 平常時

- 災害対策責任者連絡網、各社備蓄品リストの更新・報告
- 団地内一斉災害対策訓練の各社責任者
- 災害対策責任者連絡会議（5 教育・訓練に記載）への出席

◇ 届け出

各社は災害対策責任者を原則3名選任し、災害対策責任者(選任・解任)届【様式3】により組合へ届け出る。解任の場合も同様。

災害対策責任者①は原則、各社事業所における統括責任者とする。

◇ 連絡

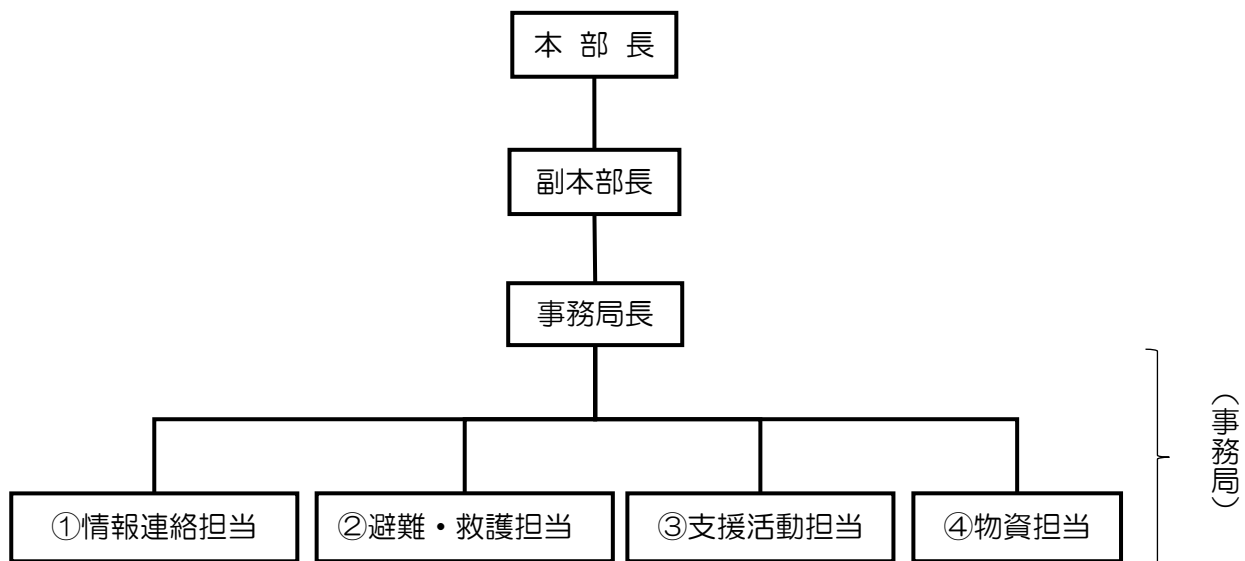
災害発生時は、各種情報連絡の漏れを防ぐため、組合からの連絡は全員に対して行う。

平常時は、指定された責任者（複数名可）に対し各種連絡を行う。

(5) 緊急対策本部（特別委員会の位置づけ）

組織・要員及び任務は以下の通りとする。

① 組織



② 役割

- 本部長
災害対策本部を統括する。原則として理事長とする。
- 副本部長
本部長を補佐する。原則として副理事長とする。
- 事務局長
災害対策本部事務局を統括する。
- 情報連絡担当
被災情報の収集、団地内へのフィードバック、外部発信・支援要請を行う。
- 避難・救護担当
避難者の避難場所への誘導整理、負傷者の救護活動を行う。
- 支援活動担当
被災企業への人的・物的な連携救援活動を組織・調整する。
- 物資担当
必要物資の調達、確保を行う。

③ 人員

本部事務局は組合事務局と組合員からの応援者により構成する。
応援は、被災状況を踏まえて各社と協議の上、本部長より派遣を依頼する。

④ 設置場所

被害状況を考慮し、設置場所は以下の優先順位に従う。

- 組合管理センター
- 扶桑精工(株)
- (株)第五電子工業第二工場

⑤ 災害対策本部の解散

災害発生後の初動対応、連携復旧活動により、その後の復旧活動が組合事務局により対応可能となったと判断される時点で、本部長が解散を決定する。

3-3 災害復旧活動

(1) 被害情報の外部への発信・支援依頼

情報連絡担当者は団地内の被害状況を取りまとめて、以下の先に情報を発信する。

- ① 相模原市 経済部 産業・雇用政策課 042-769-9253
連絡内容 被災企業の状況(企業数、会社名)、人的被害の状況、インフラの被災状況、支援要請の内容

- ② 相模原商工会議所 中小企業振興部 産業振興課 042-753-8136
連絡内容 ①に同じ

(2) 連携支援活動の実施

支援活動担当者は各社からの被害情報、支援要請を基に支援を必要とする被災企業に対する連携支援活動を組織する。

- (支援体制)
支援活動の規模や緊急度、各社の被災状況などを考慮して支援計画を策定し、被災していない企業もしくは被災の程度が軽微な企業に対して、復旧に必要な人員の派遣、保有備蓄品の提供等を依頼する。
- (主な支援活動)
 - ① がれき等の片付け
 - ② 組合及び各社保有設備の提供（発電機、蓄電器、ポンプ等）
 - ③ 組合及び各社保有備蓄品の提供（食糧、水、薬品等）
必要に応じて炊き出しを行う
 - ④ 電気・製造設備の復旧支援（電気設備は組合電力部が担当する）

(3) 物資の調達

物資担当（組合）は、ガソリン・重油等の資材が不足した場合は、共同購買事業参加事業者等を通じて調達に努める。

4 平常時の管理

① 災害対策責任者一覧の更新

毎年8月までに各社の災害対策責任者を再確認し、災害対策責任者一覧を更新する。
本一覧は組合で保有、管理する。

② 備蓄品リストの整備

毎年9月に各社の備蓄品を調査し備蓄品リストを更新のうえ、団地内で共有する。

5 教育・訓練

大規模地震発生の際に確実に本計画書が運用できるようにするために、以下の通り原則として9月に教育・訓練を実施する。

① 災害対策責任者連絡会議の開催

各社災害対策責任者が出席し開催する。

本計画書の内容説明（教育）、意見交換 等
災害対策訓練の実施要領説明

② 災害対策訓練の実施

①の実施要領の説明を受けて実施する。

防火・防災訓練 消火訓練、避難訓練、起震車体験等
災害発生時の情報連絡・情報共有訓練等の実施

6 本計画書の点検・見直し

年2回災害対策委員会を開催し、本計画の達成状況を確認するとともに、5の災害対策委員会での意見・訓練の結果等を踏まえて本計画書の見直しを行い、改善点、未対応の施策に対する対応、新たな施策等を理事会に上申・報告する。

7 資料

資料1 金属団地組合災害時一時待機場所

資料2 災害時広域避難場所

8 様式

様式1 被害状況報告書1

様式2 被害状況報告書2

様式3 災害対策責任者（選任・解任）届

附 則

1. この計画書は、令和3年4月1日より実施する。
1. この計画書の改1の改定は、令和4年4月1日より実施する。

■改定履歴

改定番号	年月日	改定内容
改1	令和4年4月1日	<p>4 平常時の管理</p> <p>①災害対策責任者一覧の更新 (変更前) 毎年4月に・・・ (変更後) <u>毎年8月までに</u>・・・</p> <p>②備蓄品リストの整備 (変更前) 毎年4月に・・・ (変更後) <u>毎年9月に</u>・・・</p>

この災害対策マニュアル制定時の連携BCP参加企業は以下のとおりである。

東京石油株式会社
株式会社相模工機所
有限会社東光製作所
株式会社スカイ
株式会社岡田屋
城山工業株式会社
株式会社アクツ
株式会社宮下製作所
清新鉄工株式会社
扶桑精工株式会社
扶桑産業株式会社
マイカ工業株式会社
株式会社第五電子工業
株式会社フクスイ
石橋ホーム資材株式会社
株式会社鷹島鋳造所
株式会社ロジス・ワークス
株式会社向洋技研
モランボン株式会社

以上